



鳥取県公報

令和4年11月18日(金)
第9450号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (553) (企業支援課) 2
	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜 (554) (畜産課) 2
	保安林の指定予定 (2件) (555・556) (森林づくり推進課) 3
	保安林の指定の解除 (557) (〃) 3
	保安林の指定施業要件の変更 (558) (東部農林事務所) 4
	公共測量の実施 (559) (県土総務課) 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (560) (西部総合事務所県民福祉局) 4
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) 5
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (東部農林事務所) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (物品契約課) 6

告 示

鳥取県告示第553号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グンゼ開発倉吉商業施設 倉吉市福吉町1365-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
グンゼ開発株式会社 代表取締役 赤瀬 康宏 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目8-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) グンゼ開発 倉吉商業施設
変更後 グンゼ開発倉吉商業施設
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
変更前 株式会社ウェルネス湖北 島根県松江市西津田二丁目8-20
変更後 株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 広島県広島市西区井口明神一丁目1-10
- 4 変更年月日
平成23年4月6日ほか
- 5 届出年月日
令和4年10月31日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和4年11月18日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市生活産業部商工観光課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第554号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和4年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
真菜実之姫	15954-7868-7	令和4年12月1日	検定中

2 指定の解除

名号	個体を識別する番号	指定の解除の日	備考
----	-----------	---------	----

福美之姫

16138-1688-0

令和4年12月1日

鳥取県告示第555号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字横手字養老210、211（次の図に示す部分に限る。）、字家廻り285の1、字向山18、20の1、21、22の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第556号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字神倉字寺ノ上ミ984の1、1015の1、1016、1017の1、1020
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第557号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字東浜1390の436（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
国立公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第558号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年11月18日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鳥取市青谷町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第559号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年11月7日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 岩美郡岩美町大字陸上地内

鳥取県告示第560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月18日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う	指定に係る障害福祉サービス事業を行う	障害福祉サービスの種類	廃止年月日

		ている事業所の名称	ている事業所の所在地		
N. K. C ナーシングコアコーポレーション合同会社	米子市上後藤二丁目6-14	メディカルヘルパーステーション	米子市上後藤二丁目6-14	居宅介護、重度訪問介護	令和4年5月31日

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和4年11月18日から令和5年1月18日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和5年1月18日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁
米子市東福原二丁目19-48
- 2 大規模店舗の名称
丸合五千石店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
米子市福市1676ほか
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
4,403平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和5年3月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課（米子市柁町一丁目160）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月18日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所
鳥取市青谷町長和瀬字西ノ坂671の1
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和4年11月4日付鳥取県告示第544号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所

5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 共焦点顕微鏡 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和4年10月31日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 有限会社友田大洋堂
島根県松江市嫁島町13-34 |
| 5 落 札 金 額 | 47,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和4年9月16日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |